

資料提供
平成 31 年 3 月 29 日
課 名：道路河川管理課
担 当 者：黒川
内 線：3884
直通電話：082-223-3426

道路占用の未申請事案について

道路河川管理課

1 要 旨

西日本電信電話株式会社（N T T 西日本）が広島県管理道路において他社が設置した電柱に共架している電線類（共架電線類）の一部について、未申請の状態で占有している事案を確認した旨、平成 31 年 3 月 20 日に報告を受けた。

県としては、今後の N T T 西日本による調査結果を踏まえ、未申請数量等を確定し、速やかに道路占用の適正化を図るとともに、占有料相当額等を遡及請求する。

2 事案の概要

(1) 平成 29 年 5 月の中国電力株式会社の未申請事案の公表を受けて、N T T 西日本が自社の占有する共架電線類を改めて独自で調査したところ、本県管理道路に設置している共架電線類の一部について、道路占有許可の申請を行っていない箇所があることを確認し、県にその旨の報告があった。

(2) 現在、N T T 西日本は、本県が管理する道路上の共架電線類のうち、道路占有許可申請が未申請の状態にある物件を特定するため、詳細調査を進めている状況である。

今後、N T T 西日本広島支店及び N T T 西日本山口支店（大竹市を管轄）については、平成 31 年 12 月末までに、それぞれの占有許可申請が必要な箇所の特定作業を終え、その後許可申請を行い、適正化を図ることとしている。

(3) なお、N T T 西日本において、本件の発生原因については、道路占有許可申請に関する認識不足があったものと考えており、引き続き社内での再発防止に向けた検討を進めていくとともに、今後、同様の事例が発生することのないよう、関係部門への研修による再教育等を実施するなど、再発防止策の策定に取り組み、これを徹底することとしている。

3 県の対応方針

(1) N T T 西日本の調査結果を踏まえ、速やかに道路占有許可申請書を提出させ、許可手続きを完了する。

(2) 占有許可申請を行わず支払いを免れた占有料については、民法第 704 条の不当利得に該当するものとして、N T T 西日本に対し、占有料相当額等の返還を求めていく考えである。

(3) 再発防止に向けては、N T T 西日本が検討する再発防止策の状況を踏まえ、県として再発防止に向けた取組みを図り、未申請事案の解消に努めるなど、事務の適正化を図っていく。